

前橋市避難行動要支援者制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時に自力で避難することが困難なため、地域による支援を必要とする市民が安全に避難等できるよう、本市における共助体制づくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、地震、土砂災害、暴風、豪雨、豪雪、洪水、竜巻、火山その他の異常な自然現象又は火事、爆発若しくは本市防災計画において対象としている事故等により生ずる被害をいう。

(対象者)

第3条 要支援者とは、以下に掲げる者とする。

- (1) 介護保険制度に基づく要介護認定が、3、4、5の者
- (2) 身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が1級及び2級の者
- (3) 療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者
- (5) 1号から4号までの要件に該当しない者で、自力での避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた者

(登録等)

第4条 災害発生時の避難支援をはじめ日頃からの見守り等を希望する要支援者は、市に登録するものとする。

- 2 登録を希望する者は、災害発生時の避難支援等を目的として、市長があらかじめ第8条に規定する機関等に情報提供することに同意するものとする。
- 3 登録を希望する者は、避難行動要支援者登録申請書兼個人情報提供同意書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）により、市に申請するものとする。なお、要支援者が自署できないものの、本人の意思確認が得られた場合、本人の意思を確認した者が代筆できるものとする。

(登録内容の変更)

第5条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録内容を変更するものとする。

- (1) 氏名の変更があったとき
- (2) 住所の変更があったとき
- (3) 身体状況に変化があったとき
- (4) その他、市長が登録内容の変更が必要であると認めるとき

(登録の取消し)

第5条の2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 死亡したとき
- (2) 市外に転出したとき
- (3) 入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき
- (4) 第3条に該当しなくなったとき
- (5) その他、市長が登録の取消しが必要であると認めるとき

(避難行動要支援者計画書等の作成)

第6条 市は、登録申請書に基づき避難行動要支援者支援計画書(様式第2号。以下「計画書」という。)及び避難行動要支援者制度登録者名簿(様式第3号。以下「登録者名簿」という。)を作成するものとする。

(名簿の管理)

第7条 市は、情報の漏洩がないよう、名簿を厳重に管理するものとする。

(要支援者情報を提供する機関)

第8条 市は、共助による支援体制づくりを促進し、及び公助による支援体制づくりの構築に向け、次に掲げる支援機関に支援計画書及び登録者名簿を提供するものとする。

- (1) 自治会(自主防災会を含む。)
- (2) 民生委員児童委員
- (3) 警察署
- (4) 消防局
- (5) 消防団
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 市役所関係部局(福祉部及び健康部)

(登録情報の保護)

第9条 前条の規定により登録者名簿を提供された支援機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 秘密の保持を厳守すること。
- (2) 名簿の紛失等がないように厳正に管理すること。
- (3) 名簿を目的以外に使用しないこと。
- (4) 第三者へ情報提供しないこと。
- (5) 災害時の情報提供については、救援活動に必要な範囲内で提供すること。

(支援機関による支援)

第10条 支援機関は、名簿に登録されている要支援者に対し、支援機関の有する組織力の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害時における避難支援、救出活動、安否確認その他の支援等
- (2) 前号の活動を容易にするため日常的に行う声掛け、見守り、相談活動等

(支援の実施)

第11条 支援機関による避難支援等は、当該機関の代表者等が必要と認めた場合に実施するものとする。ただし、災害の状況によっては、市からの要請に基づき実施するものとする。

(支援制度の周知)

第12条 市長は、支援制度の推進のため、広報紙等を通じて広く制度の周知を図るものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。